

## くさそてつ（ごみ）の出荷制限解除について （栗原市）

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により、平成24年4月27日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、出荷制限が指示されていた栗原市で産出された「くさそてつ（ごみ）」について、平成30年11月13日に、出荷制限が解除されましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 出荷制限解除の対象

宮城県栗原市において産出されたくさそてつ（ごみ）

#### 2 経緯及び解除申請の理由

- 平成24年4月24日に、栗原市のくさそてつ（ごみ）のモニタリング検査を実施した結果、食品の基準値を超える放射性セシウム（110 Bq/kg, 240 Bq/kg）が検出されたため、同年4月27日に出荷制限が指示された。
- 平成29年春～30年春に、同市内の生育地から満遍なく検体を採取し93検体の検査を実施した結果、平均15 Bq/kgであり、同市内のくさそてつ（ごみ）の放射性物質濃度が低下傾向・低水準であることを確認することができた。

#### 3 解除後の検査計画及び出荷管理等

- 県は、採取・出荷者台帳を作成し、採取者と販売先を把握するとともに、採取・出荷者に対し、出荷する際は、①採取市町、②採取・出荷者名を明示するよう指導する。
- 流通業者（直売所、JA、市場、）等に対し、採取出荷者情報を周知するとともに、栗原市と連携して巡回指導を実施する。
- 県は、出荷前には栗原市内から採取した3検体以上の検査するとともに、出荷期間中に栗原市内で週1回程度1検体の定期的検査を実施する。

#### 4 参考

- くさそてつ（ごみ）の出荷制限の状況  
無し
- くさそてつ（ごみ）の出荷制限解除の状況  
平成27年 5月25日 加美町  
平成27年 6月23日 大崎市（栽培くさそてつ（ごみ））  
平成29年 5月23日 大崎市（野生くさそてつ（ごみ））  
平成29年 7月24日 気仙沼市  
平成30年11月13日 栗原市
- 出荷制限解除の仕組み  
市町村又は旧市町村単位で出荷制限解除の申請を行い、制限解除が指示される。

※ 平成30年11月13日現在の宮城県内の出荷制限の出荷制限品目及び出荷自粛品目については、別紙のとおりです。